



Title	王国の叙法：近世スウェーデンの歴史的景観記述に見る王国像
Author(s)	古谷, 大輔
Citation	IDUN –北欧研究–. 2015, 21, p. 369-386
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/95518
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

王国の叙法

—近世スウェーデンの歴史的景観記述に見る王国像—

古谷 大輔

1. はじめに

近年ヨーロッパ近世史研究の分野では、同時代の政治・経済・文化的状況を踏まえながら、より実態に即した政治編成のあり方を問う複合国家論への注目が高まっている。我が国の西洋史学界においても、本稿の筆者を代表者とする共同研究プロジェクトが、複合国家論の見地に立つヨーロッパの歴史学者と連携しながら、従来の複合国家論を礫岩国家論へと発展させつつある¹。

複合国家 (composite state) 論は、はじめてその概念を学界に導入したケーニヒスバーガー (Helmut G. Koenigsberger, 1918-2014) が “dominium politicum et regale” という史料用語を用いながら諸身分と王とのともにある統治のあり方を指摘したように、近世の政治編成を成立させる機軸として、広域的な政治秩序の実現を目指す為政者とその支配圏に服する様々な地域との間での交渉や妥協を通じた政治実践を確認するものだった²。「複合」を意味する “composite” という英単語の語源がラテン語の “compositus” に求められるように、それは様々な来歴に由來した法や権利をもつ多様な政治秩序が「混成」する政治編成を指摘するものだった。この複合国家論は、一定領域内での集約的な国家経営を実現する近代国家の前提として、近世の政治編成を初期近代国家と解釈するような単線的な解釈を批判する点で有効な議論だったため、近年の近世史研究において共有概念となりつつある。

こうした議論に刺激されながら登場したグスタフソン (Harald Gustafsson, 1953-) の礫岩国家 (conglomerate state) 論は、近代主義的な中世から近代へと至るヨーロッパ史解釈のなかでミッシングリンクとされてきた近世に独特な政治編

¹ 近年の我が国における複合国家論への関心の高まりについては、近藤和彦、「礫岩政体と普遍君主：覚書」、『立正史学』、113、2013年、25-41頁を参照せよ。また近世ヨーロッパの複合的政治編成に関する共同研究については、「近世ヨーロッパ周縁世界における複合的国家編成の比較研究」、平成22~24年度科研基盤(B)が推進され、その成果は2013年に開催された日本西洋史学界第63回大会小シンポジウム「近世ヨーロッパにおける礫岩国家—複合する政体、集塊する地域—」で公開された。

² H. G. Koenigsberger. “Monarchies and Parliaments in Early Modern Europe: Dominium Regale or Dominium Politicum et Regale”, *Theory and Society*, vol.5, no.2, 1979, pp.191-217; Id., "Composite States, Representative Institutions and the American Revolution", *Historical Research*, vol.62, no.148, 1989, pp.135-153.

成を探索するために着想されたものだった³。それは、中世以来の伝統的な地域独自の法や権利を有した地域共同体が、それらを根拠としながら為政者との独特的な接合関係を築き、非均質の岩石片が何らかの物理的、化学的反応を通じて結合する礫岩のような姿を垣間見せる政治編成のあり方を指摘した。礫岩を意味する“conglomerate”という英単語が、多種多様な構成物が糸玉のような団塊状のものへと「凝集」する様子を意味したラテン語の“conglomeratus”に由来するように、この議論は中世から近代へと至る政治編成の動態に着目する議論でもあった。この議論に触発された我が国の共同研究グループは、礫岩国家を「ある特定の時代状況で生み出された磁場に応じて可変するポリティア」と明確に定義し、こうした政治編成が凝集や解体を繰り返すダイナミックなプロセスが生み出された歴史的状況の在処を、様々な地域の事例比較のなかから析出しようとしている⁴。

後者の立場に立って中世から近代へと至る政治編成のダイナミックな変化のプロセスを検討しようとする場合、様々な来歴をもった地域共同体の理念と、新たに築かれた広域支配の正統性を見いだそうとする普遍政体の理念の拮抗関係は、礫岩のような政治編成の形態を決定づける因子として着目せねばならない問題である。近世の政治編成は不斷にその形態を変化させるとの礫岩国家論の見地に立つならば、新たに王国に帰属した地域の住民にとって、その範囲は単純に地理的な発想からもたらされるものでなかった。こうした場合、王国は、住民と王権のそれぞれの立場から、どのようにイメージされるものだったのだろうか。

近世スウェーデンを例にみれば、カルマル連合の解体プロセスを見ても、「バルト海帝国」の構築プロセスを見ても、スウェーデン王権の配下に服した地域共同体はそれぞれの来歴に裏付けられた固有の秩序観や法慣習などを有し、それら古きこと由来の行動規範に従って王権と交渉を繰り返して王国との接続関係を築いた⁵。つまり地域住民の側に立ってみると、自らの行動に正統性を担保する組織や慣習などに反映された古きこと由来の価値観が承認された範囲こそが王国として意識されていたと言える。また、こうした古きこと由来の行動原理を共有する住民は、自らの生きる世界の公益を追求する範囲としても王国を意識し、やがて王国議会などの場を通じて「祖国 (fädernesland)」の名のもとに自らが奉仕

³ H. Gustafsson, “The conglomerate state: a perspective on state formation in early modern Europe”, *Scandinavian journal of history*, vol.23, 1998, pp.189-213.

⁴ 上記の共同研究プロジェクトは「歴史的ヨーロッパにおける複合政体のダイナミズムに関する国際比較研究」、平成25~28年度科研基盤(B)として推進されている。その詳細については、<http://conglomerate.labos.ac> (2015年2月現在) を参照せよ。

⁵ 古谷大輔、「カルマル連合解体期のスカンディナヴィア世界における近世王国像について」、『IDUN - 北欧研究 -』、19号、2010年、221-234頁。

すべき対象としてその範囲を想起することへ至った⁶。

他方、複数の地域を包摂して新たな広域支配を実現しようとした王権の側から見れば、自らの統治権が及ぶ範囲は空間的な意味において固定化されたものではなく、同時代の状況如何で変動を繰り返すものだった。こうした政治編成の変動は、近世において間断なく続いたバルト海世界における霸権抗争を背景としたものである。王国に帰属した住民から見れば、地域共同体の公益保全は王国の要件であったがために、王権は、例えば軍事経営に必要となる人的・物的資源の提供を住民に求める際、「住民が帰属する王国が何たるか」についてイメージを喧伝することが求められた。この王国イメージの創造過程について、近年の近世史研究では、王権が古物探索や歴史叙述を手段としながら、自らの支配圏を可視化する作業を進めた過程に注目が集まりつつある⁷。本稿の目的は、戦争のような時代状況に応じて絶え間なくその政治編成を変化させたスウェーデンにおいて、住民が公益保全のための信用を託しうる王国イメージがどのように形作られたかという問題を、17世紀に作成された公定の歴史叙述のなかに垣間見られた王国の描写から検討するものである。

2. 近世スウェーデンにおける歴史叙述と領域概念

2.1. 王国巡幸と王国の可視化

地域住民が古きもの由来の規範を王国理解の鍵とみなしていたように、王国もまた中世以来の古き国法を引き継ぐものだった。スウェーデンの場合、国法の定義において王国は王の所有物ではなく、中世以来の政体 (krona) が認める王の権能の及ぶ範囲と見なされていた。またこの王国はこれに属した複数の地域共同体の連合であり、王の権能は地域住民の代表者らの承認によってはじめて実現されるものとされていた⁸。本稿が検討する史料の記録対象となった王国巡幸

⁶ 古谷大輔、「近世スウェーデンにおける帰属概念の展開—ナショーンと祖国—」、近藤和彦編、『歴史的ヨーロッパの政治社会』、山川出版社、2008年、74–110頁。

⁷ この点に着目した業績としては、小澤実、「ゴート・ルネサンスとルーン学の成立 デンマークの事例」、ヒロ・ヒライ、小澤実編『知のミクロコスモス 中世・ルネサンスのインテレクチュアル・ヒストリー』、中央公論新社、2014年、69–97頁；古谷大輔、「北欧神話と北欧の間—歴史学から見た北欧神話の再考」、『ユリイカ』、541号、2007年、163–171頁がある。

⁸ 1350年頃に成立したとされるマグヌス・エーリックソン王の国法 (Magnus Erikssons landslag) は、スウェーデン王国を7つの司教区と9つの法域から構成されるものと定義している。法域 (lagsaga) とは、各々の地方法に従って司法権と行政権を統括する首長 (lagman) により管理される地域区分であり、首長は国王選出にも関わるものとされた。国法上、スウェーデン王国を構成する法域とは、ウップラランド、ウステルユータラント、ヴェステルユータラント、ヴァルムラント、スーデルマンラント、ナルケ、ヴェストマンラント、ダーラナ、ティオハラドである。Cf. 高橋美恵子、古谷大輔、ウルフ・ラーション、『原文で読むスウェーデン社会—スウェーデン社会を学ぶ者のための資料集—』、渓水社、2013年、16–18頁。

(Eriksgata) は、13世紀末以来こうした王と住民の総意によって成立する王国の政体を、その場に居合わせた者の眼前において顕現させた行為として知られている⁹。古来スウェーデン王国は選挙王制によって王国の政体を統べる王を選出してきたが、選出された王には王国に属する地方共同体を巡幸して住民の代表者と交わり、新たに王として選出された事実について承認を得ることが求められた。16世紀以降、世襲王制が導入されるとともに、住民と王との交渉の場は王国議会などの新たな政治機関に舞台を移したため、国法上における王国巡幸の意味は皆無となっていた。実際、ヴァーサ王朝が成立して以降、スウェーデン王権がバルト海世界に軍事的霸権を築いた17世紀に王国巡幸を実施したのはカール11世 (Karl XI, 1655-1697) に限られた。

「大国の時代」の掉尾を飾るスウェーデン王カール11世は、親政を開始した1673年に王国巡幸を挙行した。王国巡幸が国法上の意味を失っていたとしても、この巡幸が検討に値する理由は、当時のスウェーデンにおける指導的な古遺物研究者として知られたハドルフ (Johan Hadorph, 1630-1693) やトルネヴァル (Petrus Törnewall, ca.1650-1706)、ブレンネル (Elias Brenner, 1647-1717) といった画家がカール11世に供奉し、この巡幸の記録が残されたことにある¹⁰。この記録によれば、この1673年の巡幸は“Eriksgata”と記されていることから、単なる地方視察ではなく中世以来の伝統をもった慣行の復活として意識されていたことがわかる。随伴者たちのなかでも、ハドルフはこの巡幸で訪れた場所について古生物学の観点に立った説明を加え、同時代における公定の王国像形成に貢献することとなる。本稿においては、以下このハドルフによって残された記録が検討の対象となる。

2.2. 近世スウェーデンにおける歴史叙述

この巡幸記録について中心的役割を担ったハドルフは、1663年にウップサラで創設された集古顧問会議 (antikvitetskollegium) に創設時から構成員として加わり、集古顧問会議を舞台とした同時代の歴史編纂を主導した人物のひとりとして知られている。スウェーデンにおける歴史叙述の歴史を振り返る場合、17世紀に

⁹ G. Hasselberg, “Eriksgata”, *Kulturhistoriskt lexikon för nordisk medeltid. Från vikingatid till reformationstid*, del. 4, 1959, ss. 22-27.

¹⁰ ハドルフによる王国巡幸の記録については、その手稿のみがスウェーデン王立図書館の整理番号 KB Ef:5 に保管されている。この記録は、13頁からなる巡幸の内容報告部分と150頁を超える訪問地の景観記述部分の2部から構成されている。これは未刊行史料のため、本稿の検討はワイデンバリー (Johanna Widenberg) が “En resa i tiden. En antikvarisk skildring av Karl XI:s eriksgata”, S. Edquist, J. Gustafson, S. Johansson & Å. Linderborg, red., *En helt annan historia*, Uppsala, 2004 にて紹介した抜粋部分に依拠した。

おける展開については、王国から活動を支援されたふたつの潮流が知られている¹¹。ひとつは、集古顧問会議を公定組織として進められた古遺物・古文書の収集と分析を通じて、スカンディナヴィアに残されたサーヴィアや大陸ヨーロッパで記された年代記などに記述された過去の王国と現在の王国との系譜を探索するものである。もうひとつは、王国修士官 (rikshistoriograf) として官房府 (kanslikollegium) に招聘された研究者が、同時代の政治問題の起源を歴史的文脈のなかに探索する目的から古文書分析を行う過程で生み出された歴史叙述である。

両者はともに同時代のスウェーデン王国の正統性を歴史的文脈のなかから析出しようとする目的に合致するかたちで構築された歴史叙述であり、合目的的な問題設定を回避して客観的な史料批判を方法論とする近代以降の歴史学とは性格が異なる。それゆえ、前者の歴史叙述を現在の方法論に立って単純に批判することはできない。むしろ17世紀における歴史叙述は、時間軸・空間軸におけるスウェーデン王国の立ち位置に関して、同時代の知識人層がどのように解釈していたのかを見て取り、彼らの解釈を通じて紡ぎ出された公定のスウェーデン王国イメージがどのようなものだったのかを知るための史料として扱われるべきだろう。とりわけ集古顧問会議の構成員を中心に記された叙述は、ヨーロッパ文明ゴート起源説のようなヨーロッパ世界におけるスウェーデン王国の優位を主張する言説に歴史的な観点から根拠を与え、同時代の王国住民に対してヨーロッパ的文脈において自らが属する王国の特殊性を喧伝する際に利用されていった。

2.3. 近世スウェーデンにおける領域概念

近代的な領域国家の発想が登場する以前の近世王国に帰属した住民にとって、王国の範囲は単純に地理的な発想からもたらされるものではない。上述したように、住民にとっては自らの行動を担保する制度や慣習など、古きこと由来の価値観が通用する範囲として王国は想起されていた。古きこと由来の行動規範や価値観をもった住民が、王国に残された古物を通じて、自らの行動原理を担保する古き対象との距離を測りつつ自己の帰属性を意識したという点で、古物は王国の属性を可視化する「鏡」のような存在である。今日の学術的観点から見れば、ハドルフらの解釈には主観的な語りも多用され、彼らの言説をそのまま歴史的事実として理解することは難しい。しかし、彼らによる古物解釈を通じた王国の叙法のなかにこそ、近代以降の国家解釈を前倒ししては肉薄することの難しい、近世に

¹¹ 中世後半から近世にかけてのスカンディナヴィアにおける歴史叙述の傾向については、K. Skovgaard-Petersen, “Historical Writing in Scandinavia”, J. Rabasa, M. Sato, E. Tortarolo and D. Woolf, eds., *The Oxford History of Historical Writing Volume 3: 1400-1800*, Oxford, 2012, pp.449-472 が詳しい。

獨特な王国觀を見て取ることができるものと本稿は考える。

本稿が検討するハドルフの景観叙述に垣間見られる領域のイメージは、今日一般的に理解されているような国家主権の及ぶ地理的範囲を区切るといった類のものではない。19世紀以来のスウェーデンにおける国家形成史研究においては、こうした空間理解を当然視しながら近世王国も論じられ、近代以降の感覚と異なる対象として領域を理解することから出発する研究は少なかった。しかし、近年の人文地理学や人類学、考古学など隣接諸分野においては、領域のような空間概念もまた、各々の時代や地域に生きた人間の意識によって対象化された人為的産物であるという認識に立ち、一般的に理解されている領域概念を前提とすることを回避するようになっている。領域は確かに王国の広がる空間を区切る概念ではあるが、景観からもたらされる情報に対して、それを解釈する者が何らかの属性を与えた文化的な産物として理解されている¹²。意味の生成という文化的行為が何らかの社会的文脈をもって実現されるとするならば、領域もまた階級や民族などのような社会的文脈を踏まえて構築された意味の体系として理解されるべきだろう。17世紀スウェーデンにおける古物学の見地に立った王国の叙法は、こうした領域理解を前提として検討されるべきものである。それでは以下に、公定の王国イメージを形作るうえで古物解釈がどのようなベクトルをもって実践されていったのか、換言するならば王国イメージを構築するための叙法がどのようなものだったのかを、ハドルフの巡幸記録のなかに見ていくこととしよう。

3. 巡幸記録に見られる景観描写と歴史解釈

3.1. 古き王国巡幸と新しき王国巡幸の異同

カール11世の王国巡幸の記録は1673年6月30日に始まり同年12月1日まで記されている。中世スウェーデンで行われていた王国巡幸のルートは、国王選出の場であったウップラントのモーラに始まり、まずはスーデルマンランド、ウステルユータラント、スマーランドとスウェーデン南東部を南進する。その後はヴェステルユータラント、ナルケ、ヴェストマンランドとスウェーデン南西部を北進してウップラントへ帰還する経路が一般的だったとされている。これに対してカール11世の巡幸はストックホルムから出発、スーデルマンランド、ナルケ、ヴェステルユータラントとまずはスウェーデン南西部を南進して、ボーヒュースレーン、ハッラント、スコーネ、ブレーキングといった17世紀にデンマークから獲得した領域を巡った後に、スマーランド、ウーランド、ウステルユータ

¹² こうした領域概念については、例えばC. Tilley, *A Phenomenology of Landscape. Places, Paths and Monuments*, Oxford, 1994, pp. 7-14を参照せよ。

ランド、スーデルマンランドとスウェーデン南東部を北進して、ストックホルムへと帰還する経路を辿った¹³.

カール11世の巡幸は、その経路が時計回りから反時計回りへと変更されたように中世の巡幸を完全に踏襲したものではなかった。経路の変更という観点からとりわけ注目すべき事実は、その訪問地に選ばれた地域の選択である。この時期までにスウェーデン王権は、その軍事的信用を背景としてバルト海東部からドイツ北部を含む広域支配圏を形成していた。中世スウェーデンに起源をもつ王国巡幸は、歴史的に固有のスウェーデン王国を構成したスヴェアラントとユータラントに属する地域住民を対象として遂行されたものだった。しかしカール11世の巡幸は、固有のスウェーデン王国を構成したスヴェアラントとユータラントのほかに、長らくデンマーク王権の統治下にあって一つの法域を構成した広義のスコーネ（いわゆるスコーネランド）も経路に加えられたが、スコーネと同じようにこの時期までにスウェーデン王の支配圏に服したバルト海東部やドイツ北部は経路から除外されていた¹⁴。

これは、バルト海世界に形成された広域支配圏のなかでも、中核となるスウェーデン王国の領域はスカンディナヴィア半島に限定されるものと認識されていたことを裏付ける事実として注目に値する。「バルト海帝国」と通称されるこの支配圏は、同時代の秩序認識のレベルからも重層的に意識されていたことの一例であるが、この巡幸記録だけでは、なぜスコーネだけが選択されたのかについては明確な理由は見いだすことができない。17世紀後半までにデンマークからスウェーデンへ帰属した版図のうち、スウェーデンとノルウェーの境界に位置したボーヒュースレーンについては古来ノルウェー王国を構成する地域として認識されていた。これに対して広義のスコーネに関してハドルフは、ヴェストユータ法(*Västgötalagen*)に付属する国王列伝(*kungalångd*)に記された11世紀後半のエムンド(*Emund den gamle*, ?-1060)王によるスウェーデンとデンマークの境界画定について言及した際、エムンドをあえて「エムンド愚昧王(Amunder Slemme)」

¹³ 中世から現在に至る王国巡幸の歴史的展開を整理したホルムブラーード(Lars G. Holmblad)によれば、1673年の王国巡幸は本来ノッランドとフィンラントも旅程に含まれていたものの、ストックホルムへの復路の途上でカール11世が麻疹に罹患したため、それらの地域への巡幸は中止されたという。この説を認めるならば、巡幸によって象徴的に示される王国の領域は、フィンラントを含む中世以来のスウェーデン王国とスコーネとを含む範囲となる。Cf. L. G. Holmbrad, *Eriksgatan. Från medeltid till nutid*, Stockholm, 1993.

¹⁴ スコーネは1658年に締結されたロスキレ条約でスウェーデン王国に服する地域となった。この時期の「バルト海帝国」とスコーネについては、古谷大輔、「バルト海帝国とスコーネの『スウェーデン化』」『IDUN-北欧研究-』, 15号, 2003年, 275-296頁; 同、「第6章スコーネ-『スウェーデン化』という神話」、村井誠人編著、『スウェーデンを知るための60章』、明石書店、2009年、52-56頁を参照せよ。

と呼んでいる¹⁵。広義のスコーネがいつ頃からデンマーク王国に属したのかという問題については、スコーネへのキリスト教の伝道活動とそれを支えたデンマーク王権による軍事遠征の展開との関係で諸説が存在する。少なくとも11世紀後半にエムンドがスコーネとスモーランドとの間に両王国の境界を承認した後、スコーネがデンマークを構成する地域となったことはほぼ事実だと言えるだろう¹⁶。この点に鑑みるならば、境界画定を決したエムンド王に対する愚昧というハドルフの表現は、本来スウェーデンを構成する地域だったスコーネをデンマークへ引き渡したことは愚かであるとの見解を反映したものだったとの憶測も可能ではなかろう¹⁷。しかし我々が事実と見なしうるのは、エムンドの境界画定以来、5世紀に渡ってデンマーク王国を構成する法域だったスコーネが17世紀後半にスウェーデン王の支配圏に服することとなり、この地へ行幸したカール11世のもとで王国とスコーネとの新たな接続関係が模索されていた時期に、ハドルフの記録が残されたという点だけである。

この巡幸記録は巡幸の内容を記述した報告部分と訪問地の景観を記述した部分から構成されているが、前者の部分では国王が訪問した各地における地域住民との交流の様子が描かれている¹⁸。国王一行は、各々の地域に滞在した際、地域有力者が主催する晩餐、各々の地域で構成されていた連隊の観閲、教会での礼拝に参加した。上述したように世襲王制と王国議会が実現していた17世紀にあって、王国巡幸は地域住民による国王の承認といった役割をもたず、祝祭的な雰囲気のなかで歓待を受けるカール11世の権力者としてのイメージを地域住民に浸透させる役割のみを果たした。そういう意味で、この巡幸は経路の変更だけでなく、その政治的役割も中世とは異なるものだった。平穏な雰囲気のなかで地方社会に国王が迎えられる様子もまた、中世の巡幸とは異なった。中世の巡幸では、国王が訪問する各々の法域の代表者がその境界で出迎えるとともに、法域通過の「安全手形」として地域住民が人質として巡幸中の国王に帯同することが求められ

¹⁵ Widenberg, *op.cit.*, s.43. 国王列伝には、オーロフ・シュートコヌングからヨーハン・スヴェルケルソン (Johan Sverkersson, 1201-1222)までのキリスト教王の事績が描かれている。エムンドについては、この境界画定の例をはじめとして、政治的問題に十全に対処できない愚昧な王として描かれている。

¹⁶ スウェーデン王国側ではヴェストユータ法に、デンマーク王国側ではスコーネ法とスコーネ教会法が所収されているルーン法典 (*Codex Runicus*) に、スコーネとスモーランドとの間に引かれた両王国の境界を示す目的で石の置かれた6カ所の地名が記されている。

¹⁷ H. Gustafsson, *Gamla riken, nya stater. Statsbildning, politisk kultur och identitet under Kalmarunionens upplösningsskede 1512-1541*, Stockholm, 2000, ss.85-87. デンマーク時代のスコーネについてはH. Gustafsson, *Skåne i Danmark. En dansk historia till 1658*, Göteborg, 2008が詳しい。

¹⁸ Widenberg, *op.cit.*, s.32.

た¹⁹。各法域の境界はそうした人質の交換の場でもあった。しかしカール11世の巡幸に際しては、勅任官僚であった州総督や郡長など、王国の行政制度に組み込まれた人物が出迎え、人質帶同のような求めもなかった。

中世の王国巡幸と1673年の王国巡幸を比較した場合、17世紀に実現されていた政治状況や社会状況に由来する以上のような違いは確認される。しかし、親政を開始した国王が地方巡幸を行い、王国の住民に新たな国王の存在を意識させる機会を提供したという点で、この巡幸は古き国法を継承する王国の姿を知らしめる役割を果たした。

3.2. 王国の景観と歴史の接続

ハドルフは、このカール11世の行幸経路に従ってヴェステルマンランドまでの訪問地の記録を残した。この記録に残された範囲での彼の叙述は街道、建造物、墳墓、岩石、記念碑をはじめ、農場や都市などの景観を扱う地誌的記述に溢れる。これらの地誌的記述のなかでも特に注目すべき点は、単に訪問地がもつ地理的特徴を記すのではなく、古代から同時代に至るまでの時間軸においてそれらの土地がどのように記憶されてきたのかという点から景観叙述を行っている点である。

例えば、ヴェステルユータランドにカール11世が保有した王領地のひとつであるヒューサビュ(Husaby)を訪れた際の記録で、ハドルフは、1000年頃にこの地でオーロフ・シュートコヌング(Olof Skötkonung, ca. 980-1022)がスウェーデン王としてはじめてキリスト教の洗礼を受けたという伝承に依拠しつつ、「ヒューサビュは異教時代からすでに王領地であった。オーロフ・シュートコヌングもここに住んでいたということは、歴史家たちによって確認されている²⁰。」と記し、キリスト教王国の系譜のなかにカール11世の王国を位置づけようとした。ハドルフは、同時代にあって定評のあった歴史的記述、あるいはその土地に関する記述が見いだされない場合には現地で口述されていた伝承を引用しながら、叙述対象となった土地がスウェーデン王国の歴史のなかで演じた役割を論じた。

こうした歴史的観点に立った情報は古代から同時代までの王国の歴史を網羅したが、そのなかでも我々が中世と呼ぶ時代に関する情報が多くを占める。中世のスウェーデン王国について詳細な描写が可能となった理由は、17世紀に古生物学的観点から王国の歴史叙述をなした博識者たちにとって参照すべき史料が数多く存在していたためである。記述資料が皆無だった古代とは異なり、中世については、古きスウェーデン王国の状況を記録した史料が存在していた。例えば、ハドルフの

¹⁹ Hasselberg, *op.cit.*, ss.22-27.

²⁰ Widenberg, *op.cit.*, s.34.

巡幸記録の場合、各種の韻文年代記 (*rimkrönika*) をはじめ、オーライ (Ericus Olai, ?-1486)、マグヌス (Johannes Magnus, 1488-1544) らによって 15~16 世紀に編纂された情報の引用や比較を通じて、中世王国との連続性を解釈することができた。

王国巡幸の訪問地に関する言及がそうした文献のなかで確認できる場合、ハドルフは引用文献の記述内容に即しつつ、その土地が王国の歴史に果たした役割を再生産した。例えば、メーラレン湖に面したフンドハムラ (*Hundhamra*) は 13 世紀半ば以降に歴代の国王を輩出したビエルボ一家 (*Bjälboätten*, あるいはフォルクング家) が所有して以来、代々の王領地であり、カール 11 世も訪問した。ハドルフは、韻文年代記のなかでも著名な『エーリック年代記 (*Erikskrönikan*)』に記されたホートウナの謀略 (*Hätunaleken*) 事件との関係から、フンドハムラが果たした歴史的役割を説明している²¹。「二人の大公エーリックとヴァルデマーはこの（フンドハムラの）農場を所有して生活を送っていた。ここから東コールモールド (*Kålmaård*) にある農場までは、船を使ってすみやかに移動することができた。こうして彼らはホートウナ (*Hätuna*) にいた王ビルイエルのもとまで赴き、そこで彼をとらえることができたのである²²。」ホートウナの謀略は、スウェーデン王ビルイエル・マグヌッソン (Birger Magnusson, 1280-1321) と彼の二人の弟スーザルマンランド公エーリック・マグヌッソン (Erik Magnusson, 1282-1318)、フィンランド公ヴァルデマー・マグヌッソン (Valdemar Magnusson, ?-1318) との間で戦われた権力抗争の過程で 1306 年 9 月に弟公らが結託して兄王を捕縛した事件として、『エーリック年代記』が伝えた情報だった。ハドルフは、メーラレン湖沿いにあって弟公らの拠点となっていたこの土地と中世スウェーデン史を彩る歴史的事件の関係を、自身の記録のなかで接続させてみせた。

3.3. ウップサーラ・コネクションによる王国の叙法

ハドルフの参照した史料には古き王国に関する歴史的挿話が記録されていても、その舞台となった場所についてまで明確な言及を含むものとは限らなかった。そのような場合、彼は自身の調査旅行での経験を踏まえて伝承された場所の位置について大胆な推定を試み、訪問地がもった歴史性を意図的に構築しようとしていたようと思われる。ここでは、アイスランド・サーヴのひとつとして知られた『ユートリックのサーヴ (Götrikssagan)』に言及されていた断崖の例を紹介しよう。『ユートリックのサーヴ』は伝承上のユータランド王ユートリック (Götrik den

²¹ ホートウナの謀略は、『エーリック年代記』の第 220 連に詠われている。Cf. S. V. Jansson, red., *Erikskrönikan*, Stockholm, 2003, s.156.

²² Widenberg, *op.cit.*, s.33.

milde) の事績を扱い、13世紀までに口述伝承されていたユータ王関連の説話を整理し分化されたものである。ハドルフは王国巡幸でヴェステルユータランドに訪れた際、現地では知られたユーテネ (Götene) 郊外のヴェッテルーサ (Vättlösa) 教区に存在する断崖をこのサーガに言及があつた断崖であると論じた。彼は、ユーテネ という地名の語源をユートリックの名前に求め、この断崖をユーテルス・オース (Göthers ås) と記した²³。

ハドルフの景観叙述に見られる伝承上の場所の推定は、当時のウップサーラにおける博識人たちの人脈を背景に実現されていた点にも着目せねばならない。『ユートリックのサーガ』については、集古顧問会議の創設以来ハドルフの同僚だったヴェレリウス (Olof Verelius, 1618-82) が校閲を加えたスウェーデン語版が1664年に刊行されていた。ヴェレリウスは自らの校閲版ではサーガに語られた断崖の位置を特定することを避け、伝承に描かれた断崖はそれをイメージさせる地形全般を象徴した表現であると説明していた²⁴。これに対してハドルフは、巡幸での観察と現地での伝承に依拠しつつ、ヴェレリウスが特定を避けた断崖の位置を主張した。我々は、こうしたウップサーラでの集古顧問会議を通じた両者の協働関係から、古ノルド語で伝えられた伝承上の古き王国の記憶と実際にスウェーデン王国を探索して得られた景観の情報とを結びつけることで、17世紀当時に存在した王国の系譜を炙り出そうとする王国の叙法を垣間見ることができる。

訪問した土地に対するハドルフの景観記述はこのような歴史的観点に立った解釈に彩られているが、それは決して彼の主觀に基づく文学的創造ではない。各々の景観のなかに王国の歴史性を確認する彼の解釈は、同時代までに残された史料と実際に現地を来訪した観察に依拠した実証作業の産物だった。王国巡幸の記録は単なる地誌的叙述を超えて、ある特定の歴史的事件がある特定の場所で発生した必然的理由まで解釈したという点では確かに主觀性に富むものであるが、王国の歴史性を現地の訪問という経験によって客觀性を補強する点で、それまでの王国をめぐる歴史記述にはない方法を含んでいた。こうした観察に基づく景観記述と歴史解釈を融合させた王国の叙法はハドルフの活動拠点であったウップサーラの学術環境において共有され、同時代のスウェーデンにおける王国叙述のモードを形作ることになる。

ウップサーラ・コネクションとでも言うべき同時代のウップサーラの集古顧問会議に集った博識者たちは、王国の各地に実在する土地への観察と神話以来の王国史の挿話を結びつけながら、歴史性をもつ文化的景観の集合として王国を可視

²³ *Ibid.*, s.33.

²⁴ D. Korn, red., *Tre isländska sagor om Sverige. Översatta till svenska av Olof Verelius åren 1664-1672*, Stockholm, 1990.

化した。こうした作業の系譜のなかに、やがてウッパーサーラ大学医学教授であつたリュードベック (Olof Rudbeck d.ä., 1630-1702) による『アトランティカ (Atlantica)』も登場する²⁵。『アトランティカ』は、ヨーロッパの北方に位置したスウェーデンがもつ地理的特性がスウェーデン民族のもつ特徴を決定したという観点から、ヨーロッパ文明の展開のなかでスウェーデン民族が果たした歴史的役割を論じた²⁶。現在の観点からすればヨーロッパ文明の起源をスウェーデンに指定したリュードベックの解釈は、環境決定論に基づく恣意的解釈として批判することは容易である。しかし 17 世紀後半の観点からすればリュードベックもまたウッパーサーラ・コネクションと密接に交わった人物であり、王国の景観のなかに歴史性を析出する王国の叙法を引き継いでいたと理解されるべきである。

4. 古き王国と新しき王国の接続

4.1. 景観から得られる王国の系譜

以上のように、ハドルフは、王国巡幸の記録のなかで、17 世紀のスウェーデン王国に実在した景観を王国の歴史に位置づけながら古き王国と 17 世紀当時の王国との接続を証明しようとした。その際、教会と修道院は、宗教の観点から王国の系譜を例証する重要な叙述対象となった。ハドルフはウレブロー (Örebro) 近郊に位置するモシュー (Mosjö) 教会について、「集落の北に延びる尾根沿いのモシューには、円形状に配列された古い民会の石碑を目にすることができる。かつてはそこで人間が神に捧げられた²⁷。」と記録したように、訪問した教会が現地におけるキリスト教信仰の中核というよりは、それ以前の異教信仰の中心だったとしばしば議論し、地方の教会に懷胎する古き王国のイメージを明らかにした。

教会は単に時間軸に沿った王国の系譜をイメージさせる景観ではなかった。それぞれの地方に実在した教会景観の類似性から古き時代における地方間の連関を指摘して、歴史のなかに王国の一体性を主張するための重要な素材でもあった。例えば、ヴェステルユータランドのヒューサビュ (Husaby) 教会の説明において、ハドルフはガムラ・ウッパーサーラ (Gamla Uppsala) にある教会との類似点を指摘している。「この(ヒューサビュ)教会を創設したオーロフ・シュートコヌングは、ガムラ・ウッパーサーラにウップラントの王宮を建てた後、その地にもはじめて教会を建てた。同じ建築家たちの手になるものと思われるが、このことを知ること

²⁵ リュードベックは『アトランティカ』第一巻の執筆に際してハドルフの景観記述にも依拠したこと自ら述べている。Cf. O. Rudbeck d.ä., *Atlanticas naturalhistoria. En antologi*, Stockholm, 1998, s.190.

²⁶ 『アトランティカ』については、古谷大輔、「第 19 章「大国の時代」とゴート主義」、村井誠人編著、『スウェーデンを知るための 60 章』、明石書店、2009 年、131-136 頁を参照せよ。

²⁷ Widenberg, *op.cit.*, s.38.

はできない。しかし建物や内装に見られる両者の類似点からこれを推測できる理由はある²⁸。」教会の景観はヒューサビュとガムラ・ウップサーラを結びつけるだけでなく、両者を繋ぐ要に王国の歴史上最初のキリスト教王だったオーロフ・シュートコヌングが置かれることによって、ひとつの王国の空間がまとめ上げられた。

地方の都市や農場もまたハドルフの景観叙述の対象とされた。それらの記述は、中世王国に起源を辿る来歴の説明から時間軸上の系譜を論ずる傾向が認められる。例えば、メーラレン湖沿いの王領地として知られたフンドハムナ (Hundhamna) やアシュネース (Asknäs) は「かつてのフォルクングであるネステン (Nästen)²⁹」由来のものとして、またオールネス (Ärnäs) は「昔のヴェステルユータラントの著名な王の領地がウップサーラ王の領地となり、ここに数多くの王たちが居住してきた³⁰。」と記されているように、叙述の焦点は古き時代に農場の起源を辿ることができる点に置かれている。都市や農場の記述は時間軸における系譜だけではなく、中世王国を記録した史料と自らの観察との比較から空間構成上の対比も論じられている。たとえば彼は、韻文年代記に記述された中世の頃のメーラレン湖周辺の市場町の構成を同時代の構成と比較して、市場町の数や立地の違いを指摘している³¹。

4.2. 王国に居住する人間集団

古き王国と新しき王国を繋ぎあわせようとするハドルフの景観叙述における人間の描写は、本稿を閉じるにあたって最後に注目すべき対象である。ハドルフの叙述では、王国に生きる人間を集合的に表現する記述が多用されている。ハドルフは、カール11世の統治権が及ぶ新しき王国の範囲に居住する人間集団と古き王国に生きた人間集団は重なりあうものとして、スウェーデン人 (Swensker) という集合的表現を用いている。例えは彼はウレブロー (Örebro) の聖ニコライ教会に埋葬されたエンゲルブルект (Engelbrekt Engelbrektsson, ?-1436) を「誠実なる

²⁸ *Ibid.*, s.38.

²⁹ フォルクングとは、エーリック家とスヴェルケル家との王位を巡る抗争や、両者の抗争の後に国王を輩出するようになったビエルボ一家の支配に対して、古来の国王選出の権利を主張し対抗した豪族たちを呼ぶが、当該のネステンという人物の詳細は不明である。

³⁰ *Ibid.*, s.39.

³¹ メーラレン湖周辺の市場町については、以下のように記述されている。「市場町はストックホルム、ストレングネス、テッリエ、トーシリア、ヴェステルオース、シグチューナ、ウップサーラの7つがあつたと考えられるが、現在ではキクスンドが作られる前にできたアルボーガとチューピング、同じようにエンチューピングとグリップスホルムといった町も同じ湖沿いに開かれた市場町である。」 Cf. *Ibid.*, s.39.

「スウェーデンの郷紳」、「賞賛に値するスウェーデンの男」と記しているように³²、彼の叙述のなかで見られるスウェーデン人という表現は、多くの場合、肯定的、積極的なニュアンスをもつ表現として使用されている。

王国に生きた人間を集合的に表現する場合、ハドルフの記録のなかでユータ人 (Göter) という表現が用いられた事例が少ない点は注目に値する。なぜならば、一般的に 17 世紀に記された王国関連の記録では、同時代に流布したゴート起源説を背景に、スウェーデンに歴史的に居住した人間集団を意味する表現として、本来スウェーデン南部のユータランドに居住したユータ人とローマ帝国の地中海支配に引導を渡したゴート人 (Goter) が混同して使用され、それらとスウェーデン人が同等に扱われていたためである³³。ハドルフの巡幸記録にこうしたユータ人の表現を見いだすことができないため、この記録が当時一般的だったスウェーデン人をゴート人の末裔と見なすゴート起源説を下支えする情報として活用されたと論ずることはできない。しかしながら、それだけで彼自身がゴート起源説を否定する主張をもっていた人物だったと即断することもできない。例えば、巡幸記録のなかにあるヴェステルユータランドのエーク (Ek) 教区の記述から、間接的ながらハドルフも、同時代には一般的だったユータ人という表現から想起される「男性らしさ」のような価値を認める立場にあったことが推測されるためである。

この教区に残されていた雄叫びを上げる獅子をモティーフとしたルーン石碑について、彼は以下のような説明を加えている。「ユータ人たちは獅子を異教の時代から男らしさの象徴として用いていた。それゆえに数多くの偉大なユータの男たちは、フォルクンガたちがしたように自らの盾に獅子を描いた。ユータ王国では自らの勇猛さを示そうとする際には獅子をもって自らの勇敢を喩えた。勇ましいヴェストユータの男は自らの名誉を示すために石碑も建てた³⁴。」このような記述があるにも関わらず、この巡幸記録においてユータ人と混同されたゴート人の歴史がほぼ言及されなかった理由は、おそらく異教時代の古代の王国というよりは、彼が依拠しうる文献史料の多かった中世以来のキリスト教王国とカール 11 世の王国と接続関係を明らかにすることにハドルフの関心が置かれていたためと推測される。

³² *Ibid.*, s.39.

³³ ゴート起源説については、古谷大輔、「第 19 章「大国の時代」とゴート主義」、村井誠人編著、『スウェーデンを知るための 60 章』、明石書店、2009 年、131-136 頁を参照せよ。

³⁴ Widenberg, *op.cit.*, s.40.

4.3. 景観に刻まれた王の記憶

王国に生きた集合的な人間集団の表現とは別に、個別に記録された人物は、王、貴族、聖職者たちに限られた。国王一行が地方を行幸した際、彼らを歓迎したのは市民たちだったが、ハドルフの記録に登場する人物は、教会や農場がもつ歴史的景観の形成に関わった王、貴族、聖職者に限られたと見て良い。とりわけ農場の記述のなかで、所有権争いを巡る歴史的挿話はハドルフの景観叙述のなかでもしばしば登場する主題である。彼は、様々な人物伝を補足しながら農場の所有権を記し、その土地が王国の歴史のなかで演じた部分を明らかにしようとした。その一方で教会や修道院の記述には、こうした権利抗争をめぐる説明はなく、墓碑などに銘記された教会関係者の記述に終始している。例えば、15~16世紀の王国の政治史において決定的な役割を果たしたステューレ家についても、彼は、ストレングネス (Strängnäs) 大聖堂の礼拝堂やエングスー (Ängsö) 教会の墓碑銘の記述のなかで言及する程度である³⁵。この記録は巡幸経路に位置した土地の歴史的景観を記述するものであって、新たに編纂された歴史書ではなかった。

1673年の王国巡幸の経路からは、スウェーデン王国を統治した王たちの墓所の多くが外れたため、それらの記述は多くはない。しかし数は少ないながらも、現在からすれば実在の疑われている王の墳墓についても記述を残している。ハドルフの時代にあって、こうした王も王国の長い歴史的系譜のなかに位置づけられる王だと意識されていたことは、例えば、彼によるブルート・アーヌンド (Bröt Anund) の記述にも確認できる。ブルート・アーヌンドは『ヤングリング家のサーガ (Ynglinga saga)』で語られた王であり、これを13世紀に編纂したスノッリ・ストゥルルソン (Snorri Sturluson, 1178/1179-1241) によれば、7世紀半ばのヤングリング家の王である。ハドルフは、アイスランド・サーガに起源を発する情報について、オーライやマグヌスなど、15~16世紀に活躍した歴史家たちの叙述や現地の民衆によって伝承されてきた内容で補足しながら、ブルート・アーヌンドの埋葬地を記している。ハドルフの景観叙述のなかでは、この王の名前にある“Bröt”とは、スウェーデン中央のウレブロー郊外に位置する“Bröten”的森に由来するものであり、ブルート・アーヌンドはその森に近接する場所に埋葬され、「街道沿いに置かれた立派な石」が目印とされていると記された³⁶。ハドルフの時代にあって、こうした伝承上の王の埋葬地の記述、あるいは名前も特定されぬまま「王が埋葬されていると現地の住民が述べている。」とだけ記された情報を繋ぎ合わせてみれば、王国の来歴は、今日意識されているスウェーデンの歴史

³⁵ *Ibid.*, s.41.

³⁶ *Ibid.*, s.42.

よりもはるかに古く辿ることができるものだった。そして、おそらくハドルフにとって重要だったことは、そうした場所に埋葬された王が誰だったかを決定することではなく、王国巡幸が訪れた様々な土地に王の埋葬地と伝承される場所が散在する点を指摘することで、それぞれの地域と王国との古くからの接続関係を提示することにあったのだろう。

5. おわりに

本稿は、バルト海世界の霸権抗争のなかで間断なく支配圏の編成を変化させた近世スウェーデンにあって王国のイメージがどのように作り上げられていたのかを、集古顧問会議の構成員だったハドルフによる王国巡幸の記録から検討した。カール11世の王国巡幸は、中世の国法に存在した慣行を近世に復活させ、王国の系譜を王権の機能が及ぶ範囲に属することになった住民に示すものだった。17世紀の王国巡幸は新たに選出された王を住民が承認するといったような国法上の意義を失い、王国の系譜を象徴的に示す行為にとどまった。しかしながら、この巡幸で得られた訪問地の景観に関する記録は、王国を構成する地理的空間のなかに王国の系譜を想起させる歴史性を析出する叙法をもたらした。

ハドルフの景観記述に確認できる王国の叙法は、各々の訪問地が王国の歴史のなかでどのような役割を果たしてきたのかを、古文書に残された記録や現地で取材した伝承、さらに古遺物や自然環境への観察に基づきながら解釈するものだった。方法としては、古ノルド語で語られたサーナ、15世紀以降に編纂された年代記や歴史書に記された情報のなかから、訪問地と王国との接続を見いだす場合もあれば、参照史料のなかで王国史の舞台となった場所が特定されていない場合には、自らの観察と現地で取材した情報により大胆な場所の推定を行う場合もあった。彼の記述は、時間軸に沿った王国の系譜のなかに巡幸で訪れた土地の歴史性を確認するだけのものではない。各地に残る教会建築の類似性や各地で伝承された墳墓の紹介などを通じて、王国に属した地域は、それぞれ固有の歴史性をもちながらも、全体としては王国を支える歴史的空間を構成するものとして記述されていた。

このような叙法を通じて可視化された王国像は、いかなるものであったか。それはまず、様々なサーナに記された伝承上の古き王国と時系列的に接続される王国の姿であった。そもそもハドルフの記録した王国巡幸自体が中世以来の国法を引き継ぐ王国の姿をイメージさせるものであり、カール11世の巡幸に接した住民は古き觀念を引き継ぐ王国の姿を容易に想起しただろう。しかし、中世の国法に従うならば、王国は法域として自律する地域の連合体のままであった。これに対して、ハドルフの叙述は、スウェーデン王国に属する地域のそれが王国の歴

史に接続されることを確認し、こうした地域が一体となって構成される歴史的な王国の姿を示した。ハドルフの叙述における斬新さは、自らの現地訪問の経験に依拠しつつ、個別に蓄えられた王国と地域の記憶を集めて、歴史的存在としての王国の一体性を紡ぎ出した点にある。

我々が 18~19 世紀のスウェーデンで実現された王国をめぐる叙述のあり方を考慮に入れるならば、17 世紀後半のウッパサーラで実現された王国の叙法は、後世における王国の叙法に影響を及ぼしたのではないかと推測される。集古顧問会議やウッパサーラ大学に属した博識者たちは、文化的・歴史的な観点から王国の一体的な姿を可視化させようと、自らの現地調査による経験を踏まえ、各地域で取材された景観や記憶をめぐる情報を集約させた。博識者たちによって収集された情報と解釈の成果が蓄えられたウッパサーラは、いわば「王国の記憶と記録の集積地」となった。リネー (Carl von Linné, 1707-1778) に代表される博物学的関心から行われた調査旅行に基づく王国の叙述や、イエイイエル (Erik Gustaf Geijer, 1783-1847) に結実されることになる国民主義的な観点から体系化された王国史の叙述など、18~19 世紀のウッパサーラで記された王国の叙述には、王国の各領域がもつ独特な景観から説き起こされ、こうした特徴をもった自然と歴史とのなかにスウェーデンに生きる人間集団の独特な性格を解釈していく特徴が見られる³⁷。必要条件に自然を、十分条件に歴史を置きながら独特な性格をもった人間集団が生きる王国の姿を可視化しようと試みたこれらの叙述が、本稿で検討した 17 世紀後半の経験とどのような関係をもって実現されていったのか。こうした王国の叙法の展開を明らかにするためには、本稿がウッパサーラ・コネクションと紹介した博識者たちの系譜についてより詳細な検討を加える必要があろう。

(2015 年 2 月)

(本稿は、平成 26 年度科学研究費補助金基盤研究 (B) 「歴史的ヨーロッパにおける複合政体のダイナミズムに関する国際比較研究」の助成を受けた研究成果である。)

³⁷ 古谷大輔、「スウェーデンにおける民族概念の歴史的展開－民族理解と自然認識」、『EX ORIENTE』、16 号、2009 年、67-88 頁 7 月；同、「リンネの「帝国」と「使徒」の使命」－スウェーデンから見たチューンバリ訪日の背景」、武田佐知子編、『交錯する知 衣裳・信仰・女性』、思文閣、2014 年、643-669 頁。

Kungarikets historiska skrivsätt

– Föreställningen om riket i historisk-topografiska skildringar
i det tidiga moderna Sverige –

Daisuke Furuya

Sammanfattning

Den territoriella organisationen av det tidiga moderna Sverige hade förändrats flera gånger på grund av stridigheter om hegemoni över Östersjöområdet. Därför försökte kungamakten etablera en ny föreställning om kungariket för undersåtarna i syfte att visa en territoriell gemenskap som de tillhörde och skulle vara lojala med. Syftet med uppsatsen är att undersöka de historisk-topografiska skildringarna skrivna av de antikvarier som var ledamöter av Antikvitetskollegium i Uppsala för att förklara processen att skapa den nya och officiella bilden av kungariket.

Uppsatsen behandlar de topografiska skildringarna och tolkningen av kungariket av Johan Hadorph, en av de ledande antikvarierna i Antikvitetskollegium. Till exempel dokumenterade han Karl XI:s Eriksgata 1673 i vilken Hadorph också hade deltagit. Ett syfte med hans topografiska skildringar tycks ha varit att klargöra den historiska betydelsen av varje plats som han besökte, och att hitta den historiska bakgrund till kungariket i lokallandskapen omkring Sverige. Han hänvisade till de antika skrifter eller lokala hävder som han hade samlat för att finna varje särskild roll som landskapen hade spelat i historia av riket. Föreställningen om kungariket, som han förklrar utifrån sina iakttagelser av antikviteter och naturen, framstår som mer integrerad än den bild av riket som var baserad på det kollektiva minnet.

Uppsatsen hävdar alltså att polyhistorer i Uppsala försökte att föreställa sig bilden av kungariket som en territoriell gemenskap genom att samla lokal information om landskap eller hävder genom forskningsresor till provinser som tillhörde riket under senare hälften av 1600-talet. Det utmärkande för deras sätt var att formulera den svenska gemenskapens egenskaper genom att iakta både natur och historia, och historiska skildringar från 1700-talet påverkades av deras skrivsätt.